

# 高砂市中小企業融資制度について（令和8年度版）

この制度は高砂市と取扱金融機関がそれぞれの資金を負担し、次の条件で融資します。年間を通じていつでも申込みます。

融資種類		一般融資		無担保無保証人		
申込者の資格		<p>(1) 市内に引き続き1年以上住所又は主たる事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上経営する中小企業者で、市税を滞納していない者。</p> <p>(2) 兵庫県信用保証協会の保証対象事業を営んでいる者。</p> <p>(3) 前にご利用になられた融資額が限度額に満たない場合は限度額内で申込みができます。</p> <p>また、限度額を超える場合には、前に受けられた融資額の3分の2以上の返済が済み、なおかつ残額を一括返済していただければ改めて限度額内で融資を受けることができます。</p>		<p>(1) 市内に引き続き1年以上住所又は主たる事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上経営する中小企業者で、市税を滞納していない者。</p> <p>(2) 兵庫県信用保証協会の保証対象事業を営んでいる者。</p> <p>(3) 申込時点で兵庫県信用保証協会の保証残高が完済されていること。</p> <p>(4) 常時使用する従業員が20人以下（商業又は宿泊業、娯楽業及び旅行業を除くサービス業の場合は5人以下）の法人又は個人。</p> <p>(5) 個人住民税及び法人市民税の所得割が課税されている者。</p> <p>(6) 法人の場合、代表者は保証人となる。</p>		
融資の条件	資金使途	運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	
		商品原材料等の仕入資金・買掛金・未払金・支払手形決済資金・下請工賃等支払金・人件費および諸経費の支払資金等	事務所・営業所・工場・店舗の建築等資金、機械設備・車両運搬具・船舶等設備の増設・改良・補修等の資金等	商品原材料等の仕入資金・買掛金・未払金・支払手形決済資金・下請工賃等支払金・人件費および諸経費の支払資金等	事務所・営業所・工場・店舗の建築等資金、機械設備・車両運搬具・船舶等設備の増設・改良・補修等の資金等	
	融資限度	1企業 1,000万円以内	1企業 1,000万円以内	1企業 750万円以内		
	融資期間	60か月以内 (据置12か月以内)	60か月以内 (据置6か月以内) ただし、600万円を超えて貸付するものについては84か月以内	60か月以内 ただし、6か月以内の据置期間を置くことができる。		
	融資利率	年 1.5%		年 1.4%		
	返済方法	原則として均等分割返済				
	信用保証	兵庫県信用保証協会の保証付とします。				
	信用保証料	市が全額負担	市が半額負担	市が全額負担		
	連帯保証人	要件は保証協会の定めるところによる。				
	担保	保証協会が必要と認めるときは適当な担保を提出				
取扱金融機関一覧	三井住友銀行	高砂支店	但陽信用金庫	高砂支店	播州信用金庫	高砂支店
	みなと銀行	高砂支店	但陽信用金庫	高砂中央支店	播州信用金庫	荒井支店
	みなと銀行	宝殿支店	但陽信用金庫	高砂西支店	播州信用金庫	伊保支店
	但馬銀行	高砂支店	但陽信用金庫	大塩支店	播州信用金庫	宝殿支店
	兵庫信用金庫	高砂支店	姫路信用金庫	高砂支店	西兵庫信用金庫	高砂支店
	日新信用金庫	宝殿支店	姫路信用金庫	宝殿支店	(西兵庫信用金庫 別所支店)	

■申し込みに必要な書類(令和8年4月1日～令和9年3月31日申込分)

	一般融資	無担保無保証人	提出部数
高砂市中小企業融資制度申込書	市様式	市様式	原本1通
兵庫県信用保証委託申込書一式	保証協会様式	保証協会様式	原本1通
完納証明書(個人事業主の場合)	代表者個人のもの	代表者個人のもの	副本1部
完納証明書(法人の場合)	・代表者個人のもの ・法人のもの	・代表者個人のもの ・法人のもの	副本各1部
所得・課税証明書		令和7年度課税(※1) 令和8年度課税 ※代表者個人のもの	副本1部
法人市町村民税領収書(法人の場合)		直近2期分	副本1部
信用保証料交付申請書(融資内容分)	市様式	市様式	原本1通
住民票抄本(※2)	個人事業主の場合	個人事業主の場合	副本1部
履歴事項全部証明書(※2)	法人の場合	法人の場合	副本1部
許認可証等	該当する場合	該当する場合	副本1部
確定申告書及び決算書	直近2期分	直近2期分	副本1部
小口保証要件確認票		市が作成(※3)	
個人情報の取扱いについて(信用保証協会用)(※4)	保証協会様式	保証協会様式	原本1通
個人情報の取扱い同意書(金融機関用)(※4)	保証協会様式	保証協会様式	原本1通
委任状	代理申請の場合	代理申請の場合	原本1通

○設備資金申込の場合、上記書類と合わせて以下の書類もご提出ください。

設備資金用途別明細書	市様式	市様式	原本1通
見積書、契約書、函面、カタログ等	業者様式	業者様式	副本1部

※1 証明書は申込時期において以下のとおり必要年度分をご提出ください。

◇所得(課税)証明書

令和8年4月1日～令和8年5月中旬	令和7年度課税(令和6年中所得)分
令和8年5月中旬～令和9年3月31日	令和7年度課税(令和6年中所得)分及び 令和8年度課税(令和7年中所得)分

※2 申込時点で市の中小企業制度融資残高がある場合は添付の必要はありません。

※3 開業場所・現営業場所・開業年月日・常時使用従業員数を確認いたします。

※4 信用保証協会を初めて利用される方のみ必要です。

◇お問い合わせやご相談は、市商工労働課(TEL079-443-9030)・高砂商工会議所(TEL079-443-0500)また、取扱金融機関でも応じています。

※保証人については、兵庫県信用保証協会【TEL079-424-1105】までお問い合わせください。